

令和 8 年度 雲仙市宿泊税システム整備費補助金 募集要項

雲仙市観光物産課

1. 事業の目的

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とし、旅館業又は住宅宿泊事業を営む者を対象に既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入費用の一部を補助します。

2. 補助対象者

宿泊税導入に伴い宿泊施設のシステム整備を行う、次の要件を満たす者。

- (1) 旅館業又は住宅宿泊事業を営む者
- (2) 雲仙市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員並びにその関係者に該当していないこと。

3. 補助の内容

(1) 補助率・限度額

- ・補助率：2 分の 1（千円未満切捨て）
- ・補助限度額：50 万円

(2) 補助対象経費

宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入に係る経費、委託に係る人件費（消費税及び地方消費税を含まない）

※施設ごとの申請となります。

経営体系	経営者 A の補助申請事例
A-ア-①-a	・宿泊施設アのシステム（ソフト）①と PC（ハード）a
A-ア-①-a イ-②-b	・宿泊施設アのシステム（ソフト）①と PC（ハード）a ・宿泊施設イのシステム（ソフト）②と PC（ハード）b
A-ア-①-a イ-①-b	・宿泊施設アのシステム（ソフト）①と PC（ハード）a ・宿泊施設イの PC（ハード）b
A-ア-①-a イ-①-b ウ-②-c	・宿泊施設アのシステム（ソフト）①と PC（ハード）a ・宿泊施設イの PC（ハード）b ・宿泊施設ウのシステム（ソフト）②と PC（ハード）c

【整備対象例】 ※宿泊税導入に係る整備に限ります。

- ・レジシステムの改修及び構築
- ・ソフトウェアの購入
- ・PC、タブレット、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器（※プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器は、印刷或いはスキャン機能を主とし、一般的にプリンター、スキャナー、複合機と呼称される製品が対象となる。）
- ・POS レジ、モバイル POS レジ、宿泊税用券売機

※納品、支払い確認に係る書類提出が必要となるため、システム事業者などからの購入に限る。
（個人やネットでの販売は不可）

※補助事業等により取得した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、市長の承認を受ける必要があります。ただし、交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りではありません。

【整備対象外例】

- ・クラウドの月額・年額使用料や保守料
- ・リース・レンタル契約のソフトウェアやハードウェア
- ・国等の補助金の交付対象となっている経費
- ・公租公課（消費税）
- ・補助対象事業者に係る人件費、交際費、交通費、宿泊費、飲食費、その他（社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費）
- ・交付決定前に開始した事業の経費

4. 申請手続き

(1) 申請期間

令和9年1月31日 まで

(2) 提出先（郵送または持参）

〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名 714 番番地
雲仙市観光商工部観光物産課 宿泊税担当宛て

(3) 提出書類

- ① 雲仙市宿泊税システム整備費補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 雲仙市宿泊税システム整備費補助金事業計画書（第2号様式）
- ③ システム整備に係る見積書の写し
- ④ その他市長が必要と認める書類

※①、②については雲仙市ホームページに掲載。

5. 補助事業の実施

(1) 補助金の交付

申請書類等提出いただいた後、おおよそ 2 週間程度で交付決定を行い、補助金等交付決定通知書を送付します。なお、交付決定前の事前着手は補助対象事業として認められません。必ず交付決定後において事業に着手してください。また、補助金は実績報告完了後に支払いを行います。

(2) 補助事業の経理

本事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を、当該補助事業等の完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければなりません。

(3) 変更申請

事業内容等に変更が生じる場合、変更内容を実施する前に雲仙市へ連絡してください。軽微な変更を除き、変更承認申請書の提出が必要です。

【提出書類】

- ① 補助事業等計画変更承認申請書（第 3 号様式）
- ② 雲仙市宿泊税システム整備費補助金事業変更書（第 3 号様式）
- ③ 変更が確認できる書類

(4) 実績報告書の提出等

事業完了後 30 日を経過した日または令和 9 年 3 月 5 日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

- ① 雲仙市宿泊税システム整備費補助金事業完了報告書（様式第 4 号）
- ② 事業の内容を明らかにする報告書、経費の内訳等
- ③ システム整備事業の実施結果が確認できる関係書類（完了報告書、納品書、写真等）
- ④ 補助対象経費に係る関係書類（契約書、見積書、請求書、領収書等）の写し
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

【申請から補助金交付までの流れ】



※決定通知が届いてから事業に着手してください。交付決定前に着手すると、補助対象から除かれます。

6. 問い合わせ先

本補助事業について、ご不明な点などは、下記までご連絡ください。

雲仙市観光商工部観光物産課 宿泊税担当

〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名 714 市役所別館 1F

TEL: 0957-47-7834 / FAX: 0957-38-3205